

5つの基本戦略の下での目標素案（第1部第3章第2節）

- ・次期生物多様性国家戦略研究会報告書やポスト 2020 生物多様性枠組（ポスト枠組）の議論等を踏まえ、基本戦略ごとに、目指すべき状態を示す「状態目標」と、状態目標を達成するために実施すべき「行動目標」を設定する。
- ・各目標においては、ポスト枠組を踏まえつつ、可能なものについては数値目標を掲げる。国内における数値目標の設定の実現可能性や妥当性等は、今後目標ごとに個別に検討する（現時点のポスト枠組案¹において数値目標が掲げられているものに対して暫定的に「〇%」等の記載をしているが、今後のポスト枠組の議論を踏まえて数値目標を設定する対象は変更の可能性がある）。
- ・各目標の下で、具体的な指標を設定する。指標は、第2部の具体的施策との関係性を踏まえ、必要に応じて代表的な指標と関連指標に分けることを検討する。

●基本戦略1 生態系の健全性の回復

状態目標	対応するポスト枠組案	行動目標	対応するポスト枠組案
①生態系の規模・質が少なくとも〇%増加し健全性が回復している	Ai 自然生態系の面積、連結性及び一体性が少なくとも5%増加	①陸域及び海域の30%を保護地域及びOECMにより保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化する	T3 陸域/海域の重要地域を中心に30%保全
		②劣化した生態系の〇%を再生するとともに、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する	T2 劣化した生態系の20%を再生・復元
		③生物の直接採取、汚染（生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理と環境容量を考慮した適正な水準とする）、侵略的外来種（〇%の削減）、気候変動による生物多様性に対する負の影響を削減・軽減することに資する施策を実施する	T5 種の採取、取引、利用を合法、持続可能に T6 外来生物の新規侵入及び定着を50%減 T7 環境中の栄養分の喪失を半減し、環境への農薬の放出を2/3削減し、プラスチック廃棄物の流出を根絶 T8 年100億トンCO2相当分の緩和を含め、生態系により気候変動に対する緩和・適応に貢献
②種レベルでの脆弱性が〇%低減している	Aii 絶滅リスクを10%減少	④希少野生動植物の法令に基づく保護を実施するとともに、生息・生育状況を改善するための取組を進める（P）	T5 種の採取、取引、利用を合法、持続可能に
③少なくとも〇%の遺伝的多様性が維持されている	Aiii 少なくとも90パーセントの遺伝的多様性が維持されている種の割合が増加	⑤遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施する（P）	T4 野生生物との軋轢回避を含め、生物種と遺伝的多様性の回復・保全のために行動 T17 バイオテクノロジーによる潜在的な悪影響への対処のため、能力を強化し、措置を実施

¹ ポスト 2020 生物多様性枠組 1 次ドラフト (<https://www.cbd.int/doc/c/914a/eca3/24ad42235033f031badf61b1/wg2020-03-03-en.pdf>)

●基本戦略2 自然を活用した社会課題の解決

状態目標	対応するポスト枠組案	行動目標	対応するポスト枠組案
①生態系サービスを現状以上に国民が享受し、地域がそれぞれの地域自然資源や文化を活用して活力を発揮している	Bii SDGsにも貢献しながら、NCPの長期の持続可能性が確保されること	①生態系が有する機能を可視化し、活用する	Bi 意思決定において自然及びNCPが十分考慮されること T11 大気質、水の質と量の調節に、災害からの保護に貢献する自然の恵みを維持・促進
		②地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを推進する	T10 農業、養殖業、林業で使われている空間を持続可能に管理し、生産性等を向上 T12 緑地、親水空間の面積及びアクセス増加
②気候変動対策による生態系影響が抑えられるとともに、気候変動対策と生物多様性・生態系サービスのシナジー構築・トレードオフ緩和が行われている	T8 年 100 億トン CO2 相当分の緩和を含め、生態系により気候変動に対する緩和・適応に貢献	③劣化した生態系の〇%の再生を含め、気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進するとともに、吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から現状以上の生態系の保全と活用を進める。	T2 劣化した生態系の20%を再生・復元 T8 年 100 億トン CO2 相当分の緩和を含め、生態系により気候変動に対する緩和・適応に貢献
		④再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する	T8 年 100 億トン CO2 相当分の緩和を含め、生態系により気候変動に対する緩和・適応に貢献
③野生鳥獣との適切な距離が保たれ、鳥獣被害が緩和している	T4 野生生物との軋轢回避を含め、生物種と遺伝的多様性の回復・保全のために行動	⑤野生鳥獣の軋轢緩和に向けた取組を強化する (P)	T4 野生生物との軋轢回避を含め、生物種と遺伝的多様性の回復・保全のために行動 T9 種の持続可能な管理による栄養、食料安全保障、医薬、生計を含む、福利の確保

●基本戦略3 事業活動への生物多様性・自然資本の統合（ネイチャーポジティブ経済）

状態目標	対応するポスト枠組案	行動目標	対応するポスト枠組案
①生物多様性保全に貢献する技術・サービスが普及するとともに、国内企業の事業活動において生物多様性への負の影響が〇%低減し、正の影響が増加している	T15 全てのビジネスが生物多様性への依存及び影響を評価・報告・対処し、悪影響を半減	①生物多様性への負の影響を〇%減らすべく、企業による生物多様性への影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すとともに、生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援を進める	T15 全てのビジネスが生物多様性への依存及び影響を評価・報告・対処し、悪影響を半減
	C 遺伝資源の利用から生じる利益が公正かつ衡平に配分	②遺伝資源の利用に伴う ABS を実施する	T13 ABS を促進・確保するための措置の実施
②生物多様性にかかる ESG 投融資を増大させ、生物多様性に資する施策に対して適切に資源が配分されている	Di 生物多様性に必要な毎年 7,000 億ドルの資金不足（ギャップ）を縮める	③生物多様性への負の影響を〇%減らすべく、企業による生物多様性関連情報の開示及び金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、投融資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する	T15 全てのビジネスが生物多様性への依存及び影響を評価・報告・対処し、悪影響を半減
③持続可能な農林水産業が拡大している	T1 農業、養殖業、林業で使われている空間を持続可能に管理し、生産性等を向上	④持続可能な環境保全型の農林水産業に対する支援を拡大させる	T19 全ての財源からの資源（資金）動員を年 2,000 億ドルまで増やし、途上国向けの国際資金は年 100 億ドル増やす

●基本戦略4 生活・消費活動における生物多様性との再統合（一人ひとりの行動変容）

状態目標	対応するポスト枠組案	行動目標	対応するポスト枠組案
①教育や普及啓発を通じて、生物多様性を重要視する価値観が形成されている	Bi 意思決定において自然及びNCPが十分考慮されること	①学校等における生物多様性に関する指導者の育成を図る	T20 啓発、教育、研究により、関連知識が生物多様性管理の意思決定の指針となる
		②日常的に自然にふれあう機会を増加させる	T12 緑地、親水空間の面積及びアクセス増加
		③ナッジ等の行動科学の知見等を活用し、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す	T20 啓発、教育、研究により、関連知識が生物多様性管理の意思決定の指針となる
②消費行動において、生物多様性への配慮が行われている	Bi 意思決定において自然及びNCPが十分考慮されること T16 廃棄量を半減させるべく、責任ある選択と、必要な情報の入手を可能にさせる	④廃棄量を〇%減少させるべく、消費における生物多様性に配慮した選択肢を周知啓発するとともに、選択肢を増加させ、インセンティブを提示する	T16 廃棄量を半減させるべく、責任ある選択と、必要な情報の入手を可能にさせる
③自然環境を保全・再生する活動に対する国民の積極的な参加が行われている	Bii SDGsにも貢献しながら、NCPの長期の持続可能性が確保されること	⑤伝統文化や地域知・伝統知に配慮しつつ地域における自然環境を保全・再生する活動を促進する	T12 緑地、親水空間の面積及びアクセス増加 T20 啓発、教育、研究により、関連知識が生物多様性管理の意思決定の指針となる

●基本戦略5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

状態目標	対応するポスト枠組案	行動目標	対応するポスト枠組案
①生物多様性の情報基盤が整備され、調査・研究成果や提供データ・ツールが様々なセクターで利活用されるとともに、生物多様性を考慮した空間計画下に置き、多様な空間スケールで様々な主体の連携が促進されている	Bi 意思決定において自然及びNCPが十分考慮されること	①生物多様性及び生態系サービスの評価の取組を進め、国家勘定への統合に向けた調査研究を進めるとともに、生物多様性や社会経済を含む関連分野における学術研究の推進、強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等を実施する	T14 政策、規制、計画、開発プロセス、会計等への生物多様性の価値の統合 T20 啓発、教育、研究により、関連知識が生物多様性管理の意思決定の指針となる
	Dii 能力構築、科学技術協力等の資金以外の手段を利用可能にする	②生物多様性保全や取組の評価に活用可能なデータやツールを提供するとともに、データ公開に係る人材育成や情報リテラシーの向上を図り、意思決定や活動への市民参加を推進する	T20 啓発、教育、研究により、関連知識が生物多様性管理の意思決定の指針となる T21 生物多様性に関連する意思決定への衡平な参加、先住民族、女性、若者の権利確保
	T1 全ての陸域/海域を、生物多様性も包括した空間計画下に置き、原始的な自然地域を維持	③生物多様性地域戦略を含め、統合的な取組を進めるための計画策定支援を強化する	T1 全ての陸域/海域を、生物多様性も包括した空間計画下に置き、原始的な自然地域を維持
②国内における生物多様性国家戦略に係る資金ギャップ、国際的な途上国の資金ギャップに対処され、生物多様性保全のための資金が確保されている	Di 生物多様性に必要な毎年 7,000 億ドルの資金不足（ギャップ）を縮める、Dii 能力構築、科学技術協力等の資金以外の手段を利用可能にする Diii 2030 年までに、その後の 10 年間の資金及び手段を約束する	④生物多様性への国際及び国内での資源動員を強化する	T18 生物多様性にとって有害な奨励措置の改廃を行うことで、最も有害な補助金の全てを含め、少なくとも年 5,000 億ドル減額する T19 全ての財源からの資源（資金）動員を年 2,000 億ドルまで増やし、途上国向けの国際資金は年 100 億ドル増やす
③我が国による途上国支援による能力構築等が進み、その結果が各国の施策に反映され、生物多様性の保全が進められている	Di 生物多様性に必要な毎年 7,000 億ドルの資金不足（ギャップ）を縮める Dii 能力構築、科学技術協力等の資金以外の手段を利用可能にする Diii 2030 年までに、その後の 10 年間の資金及び手段を約束する	⑤我が国の知見を活かした国際協力を進める（P）	T19 全ての財源からの資源（資金）動員を年 2,000 億ドルまで増やし、途上国向けの国際資金は年 100 億ドル増やす